

平成21年（行コ）第213号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 深澤洋子外37名

被控訴人 東京都知事外4名

証拠申出書

平成24年6月6日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 高橋 利明

外35名

第1 人証の表示

1 〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

被控訴人東京都水道局長本人 増子 敦（呼出 主尋問50分）

2 〒341-0018

埼玉県三郷市早稲田3-20-4-305

証人 嶋津 暉之（同行 主尋問40分）

3 〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1

証人 田村 達久（同行 主尋問30分）

第2 立証趣旨

1 被控訴人東京都水道局長本人

被控訴人東京都水道局長本人に対する尋問により、①平成23年の1日最大配水量の実績が480万m³/日を記録するなど、東京都水道局が平成15年に行った水道需要予測の実績とのかい離が著しいことが明らかとなり、

かつ、平成15年以降東京都水道局が行った水道需要予測に関する調査研究の結果により、適切なデータを使用して水道需要予測を行えば八ッ場ダムによる水利権（日量約43万 m^3 ）が不要となることが明らかになった以上、前記調査研究の結果を考慮することなく、平成25年までに一日最大配水量が600万 m^3 /日まで増加するという平成15年水道需要予測を見直さずに八ッ場ダムによる水利権が必要との判断をすることは、裁量の範囲を逸脱しもはや許されないこと、② 被控訴人らは、東京都が保有する水源は、多摩地区の地下水等を除いても630万 m^3 /日であるとしつつ、保有水源について「近年の少雨傾向にある河川流況をもとに利水安全度1/10として算出」した水源量は八ッ場ダムによる水源量を加えても日量590万 m^3 であるとの「切り下げ」評価を行っているが、この「切り下げ」評価には合理的な根拠がなく、裁量の範囲を逸脱した評価であること、等を立証する。

2 証人嶋津暉之

証人嶋津暉之は、控訴審において、第一審終結後明らかになった事実に基づき、意見書（甲42）及び東京都水道局の新水需要予測に関する意見書（甲49）を執筆した者である。

証人嶋津暉之に対する尋問により、① 東京都水道局が平成15年から平成21年まで水道需要予測の見直しのために行っていた水需要調査研究の内容、及び同調査研究の結果を適切に反映して水道需要予測を見直せば、被控訴人らは、八ッ場ダムの建設負担金支出により新規水源を得ることが必要との判断を維持しえないこと、② 東京都水道局が2012年3月に公表した「東京水道施設再構築基本構想」において示した水需要予測は、ことさらに水需要の実績の傾向に反する過大な予測値が算出されるよう計算条件を設定して、将来、平成15年予測と同程度の水需要が生じるとの計算結果をつくりあげたもので、裁量権の濫用のうえに成り立っているものであり、裁量権を適切に行使して水需要予測を行えば、被控訴人らは、八ッ場ダムの建設負担金支出により新規水源を得ることが必要との判断を維持しえないこと、を立証する。

3 証人田村達久

証人田村達久は、甲A17号証の意見書を執筆した者である。

証人田村達久に対する尋問により、① 国土交通大臣と東京都との関係は、特ダム法に基づく負担金の請求権者とその債務者という「対等な」当事者関係にあるとみななければならないこと、② 東京都水道局長の裁量の性質ないし存在意義は、将来に向けて変化し続ける事実状態を絶えず正しく認識し、かつ、それを適切に評価したうえで、新たな事実状態を基礎にそれに適合しうる新しい判断を絶えず行うことが不可欠であることにあること、③ 地方自治行政においては「効率性の義務・原則」が法定されているところ、この効率性原則は、本件で問題となっている地方公営企業たる水道事業に関する地方公共団体の行政運営を行うに当たっては、法律上、特段の配慮をすることが求められていること、④ ダム使用権設定申請の取下げを行うか否かの判断に係る水道局長の裁量権行使の適否に対する司法審査基準のあるべき内容について立証する。

第3 尋問事項

1 被控訴人東京都水道局長本人

(1) 水道需要予測について

ア 水道需要予測に関する調査研究について

調査研究の目的

調査研究の結果を受け取った後の手続（結果を検討したか）

調査研究の結果を検討したのであれば、それを水道需要予測に反映させない理由

イ 平成24年3月に公表された「東京水道施設再構築基本構想」について
平成32年に一日最大配水量が約600万m³まで増加するという予測について

ウ 保有水源について

国土交通省の資料に基づく保有水源の「切り下げ」評価について

「課題を抱える水源」について

「不安定水源」について

多摩地区の地下水について

湧水「被害」について

(2) 水道施設の維持管理と安定給水について

浄水場の施設能力について

水道施設の更新・耐震化及び維持管理の費用等について

- (3) 東京都の人口は2020年をピークに減少するが、八ッ場ダムはいつ完成するのか
- (4) その他本件に関する一切の事項

2 証人嶋津暉之

- (1) 身上経歴
- (2) 東京都水道局が平成15年から平成21年まで水道需要予測の見直しのために進めていた水需要調査研究の内容、分析結果について
- (3) 東京都水道局が2012年3月に公表した「東京水道施設再構築基本構想」において示した水需要予測の内容、分析結果について
- (4) その他本件に関する一切の事項

3 証人田村達久

- (1) 身上経歴
- (2) 国土交通大臣の建設負担金納付通知と東京都水道局長の判断との関係
- (3) ダム使用権設定申請の取下げに係る東京都水道局長の裁量の性質
- (4) 地方自治行政における「効率性原則」の重要性と行政の裁量権行使との関係
- (5) ダム使用権設定申請の取下げに係る東京都水道局長の裁量行使の適否に対する司法審査のあり方について
- (6) その他本件に関する一切の事項

以上